

各 位



2017年5月10日

会 社 名 株 式 会 社 メ ガ チ ッ プ ス  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 田 明  
 (コード番号 6875 東証第一部)  
 問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 ・ 執 行 役 員  
 財 務 ・ 法 務 本 部 長 藤 井 理 之  
 (TEL 06-6399-2884)

### 定款変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2017年6月23日開催予定の第27期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) グローバル企業としての事業拡大に備え経営体制の一層の強化と、企業価値のさらなる向上を図るため、現行定款第19条に定める取締役の員数を、10名以内から12名以内へ変更をお願いするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第40条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第20条～第31条 (条文省略)	第20条～第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第32条～第39条 (条文省略)	第32条～第39条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第40条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	② 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第41条以下 (条文省略)	第41条以下 (現行どおり)

### 3. 日程

2017年6月23日 定款変更のための定時株主総会開催日

2017年6月23日 定款変更の効力発生日

以 上